

区役所の機能について

1 区役所の役割

(1) 先行政令指定都市における区役所機能の変遷

各政令指定都市によって、おかれた時代や状況は異なるが、大まかな流れとして、下記の様な区役所機能の変遷をたどっている。

指定都市制度の発足時は、戸籍・年金・税務等の窓口サービス業務が主流であった（本庁のみでは住民の利便性に応えられないため）。

1960～70年代は、地域の課題に住民が積極的な関与を求める動きがあり、区役所に地域の課題を把握し解決する機能が期待された。

一方、1972年の札幌市、福岡市以降1980年の広島市、1989年の仙台市など合併を経た政令市では、旧合併市町村でそれぞれ行っていた土木建築（窓口機能のみか、維持・建設機能まで行うかの違いはある）や地域振興などを区役所の機能として加えた。

近年は、地方分権社会にあって、自己決定、自己負担、自己責任による行政が求められており、住民参加によるまちづくりを進めていく必要性から、区役所が住民と協働し、地域のニーズを解決する機能を担うという方向で区役所機能の改革への取り組みも行われている。

(2) 本市における本庁機能及び区役所機能の考え方

本庁機能の考え方

本庁では、全市的な計画や施策の企画・立案，行財政の効率性などの観点から本庁で行うことが適当と考えられる事務事業の実施，国・県との連絡調整を行うとともに，区役所で行う行政サービスの統括及び調整を行う。

② 区役所機能の考え方

新潟市においては、地域コミュニティなどを大切にして、住民と行政が協働のまちづくりを進める「分権型政令指定都市」の実現を目指し、区役所機能を検討する。

ア 区内の総合行政機関としての機能

住民へのサービスや地域に対する施策は、住民に最も身近な区役所ができるだけ完結的に行うことが望ましい。そこで複数の区にまたがる業務や各区ごとに処理することで著しく非効率となる業務、本庁で広域的、統一的に処理することが適当である業務を除き、原則として区役所が各行政事務を行う機能を担う。

イ 住民との協働による地域づくりの拠点としての機能

区役所は区地域協議会などと連携して、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていく機能を担う。